



将来目標② 健やかな笑顔あふれるまち
(福祉・保健・医療)



政策1 地域で支える思いやりのある福祉の充実

施策1 高齢者福祉の充実

現状と課題

高齢化や核家族化が進み、要介護者を社会全体で支える新たな仕組みとして平成12年（2000年）4月から介護保険制度が導入されました。平成27年（2015年）の改正で、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防をさらに充実した、地域包括ケアシステムの構築を目指すものとなっています。

一方で、高齢者がいつまでも健康で自立した生活を送ることのできる健康寿命の伸長が望まれています。そのためには、高齢者が積極的に社会に参加する機会を設ける等、生きがいの創出が必要です。

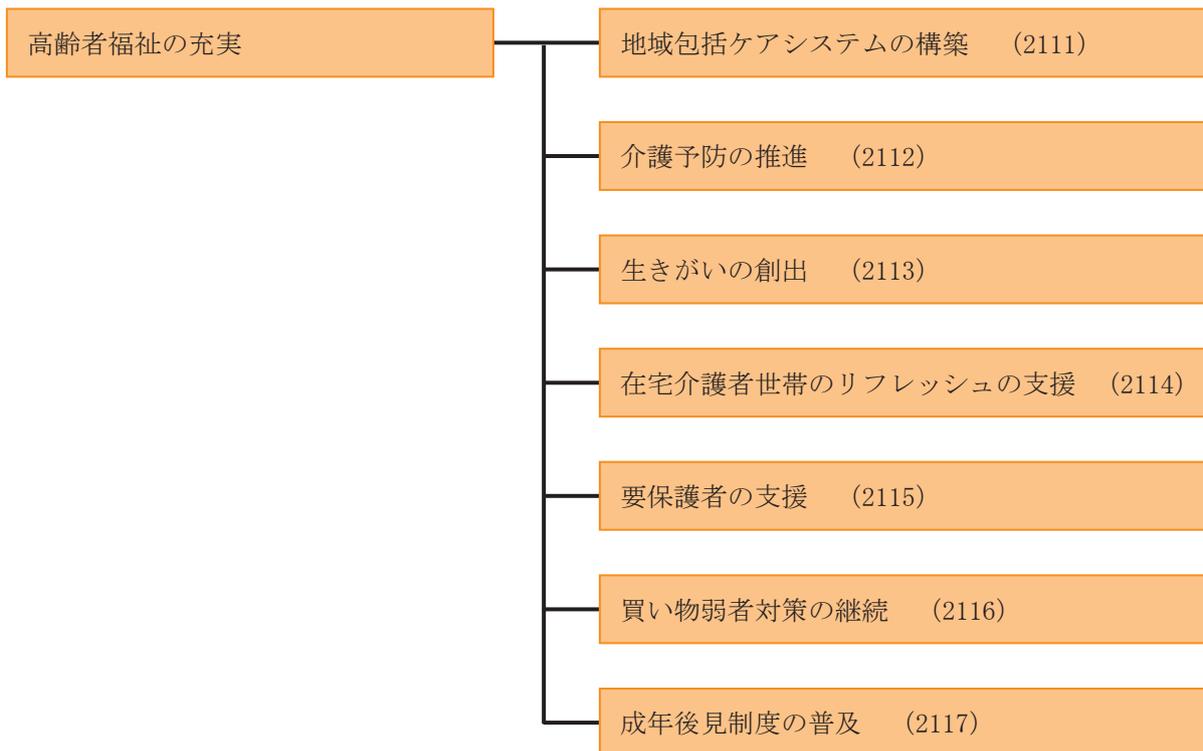
また、在宅介護者は、大きな負担を強いられており、その身体的、精神的なリフレッシュが必要です。

さらに、老人保護措置事業に基づく要保護者の把握、保護に努め、人間らしい生活の継続と社会問題化している孤独死等を防止することが必要です。

基本方針

高齢者の生きがいの創出や自立を支援し、いつまでも住み慣れた地域での生き生きと安心した暮らしを実現します。

主要施策の体系



基本計画

将来目標②

健やかな笑顔あふれるまち
(福祉・保健・医療)

政策1 地域で支える思いやりのある福祉の充実



主要施策

- ◆地域包括ケアシステムの構築◆ (2111) 人口 地域医療・福祉・介護
 - ・一人暮らしでも認知症になっても重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、医療と福祉・介護の切れ目のない支援・連携を強化します。
- ◆介護予防の推進◆ (2112) 人口 地域医療・福祉・介護
 - ・地元が主体となっていく介護予防教室や健康教室、地域での交流事業について支援します。
 - ・高齢者に対して、介護予防・生活支援サービス及び疾病予防・認知症予防・健康増進サービスを提供し、利用者ができる限り自立した生活を安心して送れるよう支援します。
- ◆生きがいの創出◆ (2113) 人口 地域医療・福祉・介護
 - ・高齢者を理事者が訪問したり、町内老人クラブの自発的活動を支援する等高齢者の生きがいや健康増進を促進します。
- ◆在宅介護者世帯のリフレッシュの支援◆ (2114)
 - ・在宅介護者世帯に参加しやすい宿泊、日帰り旅行を企画・実施し、家族の身体的、精神的なリフレッシュを促します。
- ◆要保護者の支援◆ (2115)
 - ・要保護者の把握に努め、保護が必要な高齢者を支援します。
- ◆買い物弱者対策の継続◆ (2116) 人口
 - ・スーパー等へ買い物に行くことができない高齢者等のため、町営バスや乗合タクシー等の公共交通の利用を促し、またスーパー等の協力により買い物弱者対策を継続します。
- ◆成年後見制度の普及◆ (2117)
 - ・成年後見制度の普及、啓発、支援を行い高齢者の財産等を保護します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
介護予防事業の参加者数	人/年	6,677	7,000

重点的な取り組み

- ・第6期辰野町高齢者福祉計画に基づく高齢者福祉施策の実施 地域医療・福祉・介護
- ・地域包括ケアシステム実現のための地域包括支援センターの機能強化 地域医療・福祉・介護
- ・在宅介護者リフレッシュ事業の実施
- ・買い物弱者への支援
- ・認知症サポーター、生活支援サポーターの養成

【担当課：保健福祉課】



施策2 障がい者（児）福祉の充実

現状と課題

障がいのある人を取り巻く制度については、国の動向等に配慮しながら快適で自立した生活を送るための適切なサービスを提供していく必要があります。

障がい者（児）の自立を支援するため、辰野町地域活動（就労）支援センターの利用促進を図るとともに、施設の充実について支援する必要があります。

さらに、障がい者（児）が地域での生活を進めるうえで必要となるサービスや補装具等の物品の支給をしています。障がい者（児）の自立をより一層進めるために、国の制度に基づいたサービスを継続する必要があります。

また、関係機関と連携した特別児童扶養手当の給付や相談体制の充実等により、障がい児家庭を支援する必要があります。

基本方針

障がい者（児）の生活や社会活動を支援し、自分らしい生活と、社会参加を促進します。

主要施策の体系

障がい者（児）福祉の充実

社会参加の支援 (2121)

自立の支援 (2122)

障がい児世帯の支援 (2123)



工房ぬくもりの移動販売



主要施策

- ◆社会参加の支援◆ (2121) 人口 地域医療・福祉・介護
 - ・障がい者（児）の社会活動、福祉活動を支援し、障がい者（児）の社会参加を促します。
 - ・障がい者（児）のニーズに応え快適で自立した社会生活を送るため、障害者福祉に関する法律、要綱等に基づき、適切なサービスを提供します。
 - ・在宅で暮らしている障がい者に福祉タクシー券の交付等外出の利便を図り、社会参加を促します。
 - ・辰野町地域活動（就労）支援センターを活用し、障がい者（児）の社会経済活動への参加、就労訓練等を促進します。
 - ・障がい者（児）の社会経済活動への参加、就労訓練等により一層の充実を目指します。
- ◆自立の支援◆ (2122) 地域医療・福祉・介護
 - ・障がい者（児）が必要とするサービスや物品等を提供し、障がい者（児）の日常生活の自立化、円滑化を図ります。
 - ・精神障がい者の交流・情報交換の場を設け、自立した生活ができるよう支援します。
- ◆障がい児世帯の支援◆ (2123)
 - ・特別児童扶養手当、障害児福祉手当の給付の窓口として関係機関との連携を図り、障がい児の福祉の増進を図ります。
 - ・障がい児世帯が安心して日常生活を送ることができるよう、相談体制について検討します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状（H26年度）	目標値（H32年度）
就労継続支援者数	人	33	42

重点的な取り組み

- ・障がい者への福祉タクシー券の交付 地域医療・福祉・介護
- ・辰野町地域活動（就労）支援センターの活動支援 地域医療・福祉・介護
- ・障がい児世帯への相談体制の構築

【担当課：保健福祉課】



施策3 生活困窮者への支援

現状と課題

福祉事務所と連携して、生活困窮者のための生活相談や就労の支援等に取り組んできましたが、社会経済状況の変化や働き方の多様化により生活保護世帯が増加傾向にあるなか、相談件数も増加しています。

生活保護の制度の利用により当面の生活の不安を解消しつつ、相談者へのきめ細やかな対応のなかで、就労等自立へ向けた対策を進める必要があります。

基本方針

生活に困窮する町民の自立に向けた支援を行い、安定した生活の構築を促します。

主要施策の体系

生活困窮者への支援

生活困窮者の自立支援 (2131)

生活困窮者の経済的支援 (2132)

主要施策

◆生活困窮者の自立支援◆ (2131)

- 生活困窮者への各種資金貸付制度の周知や就労支援等を図り、生活の自立を促します。

◆生活困窮者の経済的支援◆ (2132)

- 生活困窮者の相談窓口として関係機関との連携を図り、健康で文化的な最低限度の生活を保障します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
相談による自立件数	件/年	0	1

重点的な取り組み

- 長野県上伊那生活就労支援センター「まいさぽ上伊那」との連携による自立支援

【担当課：保健福祉課】



施策4 地域の支え合い活動への支援

現状と課題

地域での生活を住みやすいものにするためには、公的な福祉サービスの充実とともに、町民一人ひとりが互いに助け合う心を持つことが大切です。町でも地域社会福祉協議会や自主防災組織といった地域で支え合う組織が活動しています。これらの活動を支援し、地域福祉を増進させる必要があります。

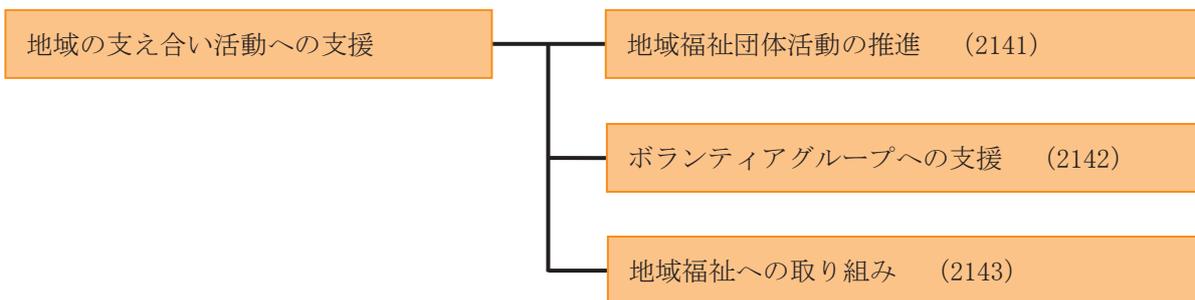
また、ボランティアグループによる自主的な福祉活動も活発に行われています。辰野町ボランティアセンターはこうした団体の拠りどころとして、活動の相談や援助、登録グループ相互の連携を図りながら、ボランティアグループの育成と支援に取り組んでいます。今後、ボランティアセンターの機能を強化し、活動を活性化する必要があります。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地域で暮らす高齢者や障がい者、また、小さな子どもまで含めた地域福祉に関する総合的な計画である地域福祉計画が策定されました。自助、互助、公助により、きめ細かい福祉が推進できるよう、個別の計画だけでなく共通する理念や基本方針に基づき、誰もが住みやすい社会を実現するための地域福祉への取り組みが必要です。

基本方針

地域ぐるみのきめ細やかな福祉サービスの充実と支え合い活動を支援し、福祉の担い手の育成と、相互に連携できる仕組みを強化します。

主要施策の体系





主要施策

- ◆地域福祉団体活動の推進◆ (2141) 人口 地域医療・福祉・介護
 - ・地域住民相互の活動を担う団体の育成を推進し、その活動を支援することにより、安心して住みやすい地域づくりに努めます。
- ◆ボランティアグループへの支援◆ (2142) 人口 地域医療・福祉・介護
 - ・ボランティアセンターの機能強化と活用を推進し、グループ相互の連携と資質の向上を促します。
- ◆地域福祉への取り組み◆ (2143) 地域医療・福祉・介護
 - ・誰もが住みやすい社会を実現するため、地域福祉計画に示された様々な施策について、町民と行政が協働して活動します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
ボランティアセンター登録団体数	団体	93	100
ボランティアセンター登録人数	人	2,931	3,000

重点的な取り組み

- ・民生児童委員協議会の事業として地域の見守りの実施 地域医療・福祉・介護
- ・地域福祉計画の評価の実施 地域医療・福祉・介護

【担当課：保健福祉課】



中学生ボランティア体験



施策1 健康づくりの推進

現状と課題

各種健康診断・相談・訪問・教室等の事業を充実させ、生活習慣病の予防、感染症の予防、蔓延防止を図ってきました。町民の健康は町民自らが管理することが必要であり、そのための支援が求められています。

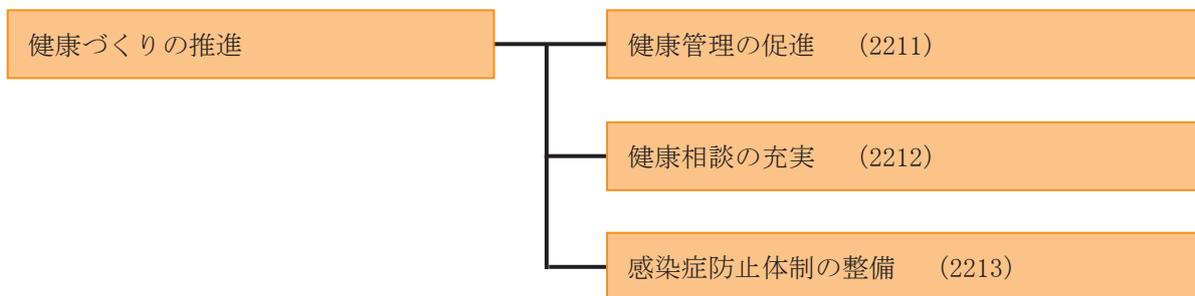
また、自らの健康管理のなかで不安を抱く町民を対象として相談会を開催してきましたが、より充実した健康相談が求められています。

近年、世界中で様々な感染症が報告されています。国や県では新たな感染症を防止するための対策マニュアル等の整備を行っており、町でも危機管理として検討をしていますが、国や県と連携して流行拡大を防止する体制の検討が必要です。

基本方針

自らの健康状態を知ることにより生活習慣病の予防や疾患の早期発見につなげ、心身ともに健康な生活を送ることができる環境をつくります。

主要施策の体系





主要施策

◆健康管理の促進◆ (2211)

- ・30歳以上の町民に健康手帳を交付し、各種健診等の結果の記載による健康の自己管理を促します。
- ・生活習慣病の知識を啓発し、個人の生活習慣の改善を促します。
- ・生活習慣病に起因する疾病の予防、早期発見のため、健診の必要性を周知します。
- ・生活習慣病予防のための健診やがん検診の受診率の向上を図り、疾患の早期発見・早期治療を目指します。
- ・在宅療養者で通院困難な方を対象に、歯科医師が訪問して健診を行い、良好な口腔の維持に努めます。

◆健康相談の充実◆ (2212)

- ・健康相談を実施し、個人の健康課題の解決を促します。
- ・自宅での相談を希望する方を対象に訪問指導を実施し、健康上の問題や介護に関する相談、支援を行います。

◆感染症防止体制の整備◆ (2213)

- ・新たな感染症の拡大への懸念に対し、国や県との連携を図り、発生の防止及び発生時の体制の整備を行います。
- ・予防接種に関する情報の提供と予防接種の実施により、様々な感染症を防ぎます。
- ・普及啓発活動、結核検診等を実施し、感染症を予防します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
がん検診の受診率	%	29	50

重点的な取り組み

- ・保健補導員会、すこやか友の会、食生活改善推進委員協議会の活動支援
- ・各種健診・検診の受診率の向上
- ・24時間電話健康相談の実施

【担当課：保健福祉課】



施策 2 地域医療体制の充実

現状と課題

辰野病院は地域医療再生計画により、平成 24 年（2012 年）10 月から現在の場所で診療を開始しました。

内科、外科、整形外科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科、皮膚科の 8 科を有していますが整形外科、小児科、産婦人科等、常勤医師は不在で医師不足が顕著となっています。

一方、国では平成 37 年（2025 年）に向け病床を削減する方向で、平成 28 年度（2016 年度）までに各県へ「地域医療構想」の策定を義務づけています。辰野病院としてもこの「地域医療構想」に従った医療体制が求められます。また平成 26 年（2014 年）の診療報酬改定により、地域包括ケアシステムの構築を目指しています。更に国では、この「地域医療構想」を踏まえた「新公立病院改革プラン」の策定を平成 28 年度（2016 年度）までに行うこととしています。このように医療を取り巻く環境は大きな変換期を迎えています。

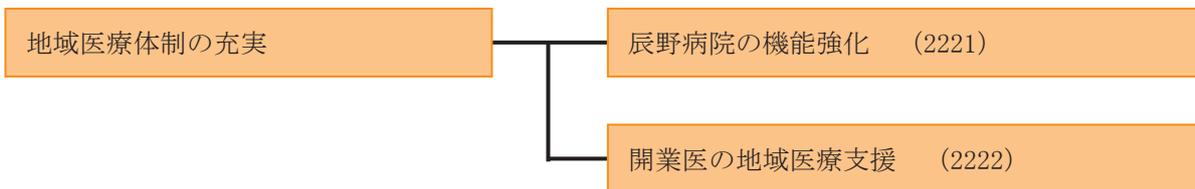
今後も町内医療機関、近隣病院との連携を強化し地域医療に取り組む必要があります。

町民の一次医療を担う開業医は、町内に 7 施設が診療をしています。この開業医は、町民の健康の日常的な見守りと、病気の際には、まず、診療を受ける場所としての役割を担っています。近年、開業医が減少し、町民が安心して医療を受けることが難しくなっている地域であることから、町内での開業を促すことが求められています。

基本方針

辰野病院の機能向上と町内の医療機関が連携する体制を整え、適切な医療を受けられる環境を整備します。

主要施策の体系





主要施策

- ◆辰野病院の機能強化◆ (2221) 人口 地域医療・福祉・介護
 - ・常勤医師の確保に努め、町民が安心して受診することができる病院づくりを推進します。
 - ・病院を含めた地域包括ケアシステムを構築し、住み慣れた場所での生活を支援します。
 - ・医療連携支援室を充実させ、入退院等の相談がしやすい場を提供します。
 - ・計画的な医療機器の充実・更新を行い、医療体制の充実を図ります。
 - ・患者の待ち時間を少なくするシステムづくりや、総合案内を継続する等、利用しやすい病院を目指します。
 - ・一次医療を担う町内医療機関と連携を図り、二次医療機関としての機能を強化します。
- ◆開業医の地域医療支援◆ (2222) 人口 地域医療・福祉・介護
 - ・町内開業医が行う地域医療を支援します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
辰野病院の常勤医師の数	人	7 (H27)	9

重点的な取り組み

- ・医師確保に向けた信州大学医学部、県の医師確保対策室への要望、人材バンク等の活用 人口 地域医療・福祉・介護
- ・病院を含めた地域包括ケアシステムの構築 地域医療・福祉・介護
- ・県の策定する「地域医療構想」を踏まえての圏域内での協議 地域医療・福祉・介護
- ・医療連携支援室の強化
- ・町内医療機関の開業、医療機器更新の支援 人口

【担当課：まちづくり政策課・住民税務課・辰野病院】



施策1 介護保険制度の充実

現状と課題

介護保険事業計画を3年ごとに見直し、介護保険サービスの実施目標を明らかにするとともに適正な運営に努めてきました。今後も、介護保険事業計画に基づいた適正な運営を図る必要があります。また、町民へ介護保険制度の周知を図り、介護保険料の納付や制度の活用を円滑に行う必要があります。

介護認定者の増加とともに、介護サービス給付費が増加しています。今後、予想される高齢者人口の増加のなかで、介護予防の充実により健康寿命を伸長することで給付費を抑制し、健全な運営を図ることが課題です。

また、辰野病院と連携を図りながらサービスを提供していた介護老人保健施設福寿苑は、平成26年（2014年）9月に閉苑しました。今後は、介護サービスの確保と質の向上のため、民間事業者や住民ボランティアとの連携も必要となります。

基本方針

適正な質の高い介護サービスを提供し、高齢者の自立生活を支援します。

主要施策の体系

介護保険制度の充実

介護保険制度の適正な運営 (2311)

介護予防の充実 (2312)

介護サービスの充実 (2313)



主要施策

◆介護保険制度の適正な運営◆ (2311)

- ・介護保険事業計画に沿った介護保険認定者の生活の質の向上のため、介護保険制度の適正な運営を行います。
- ・パンフレット、出前講座等を活用し、介護保険制度の周知を図ります。

◆介護予防の充実◆ (2312) 人口 地域医療・福祉・介護

- ・介護予防・日常生活支援総合事業への移行を図り、介護予防をより充実します。

◆介護サービスの充実◆ (2313)

- ・介護サービス事業所や住民ボランティア等との連携を強化し、介護サービスの質の確保と向上を図ります。

まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
介護予防教室の開催回数	回/年	322	360

重点的な取り組み

- ・第6期辰野町介護保険事業計画に基づく介護保険事業の推進
- ・地域包括ケアシステムの構築・辰野町地域包括支援センターの機能強化による医療・福祉・介護の連携 地域医療・福祉・介護

【担当課：保健福祉課】



認知症サポーター養成講座



施策2 国民健康保険の健全運営

現状と課題

国民健康保険の健全化のために平成25年度（2013年度）に税率の見直しを行いました。今後、国民健康保険適用の適正化や保険税の適正な賦課、保険給付の適正化を進める必要があります。

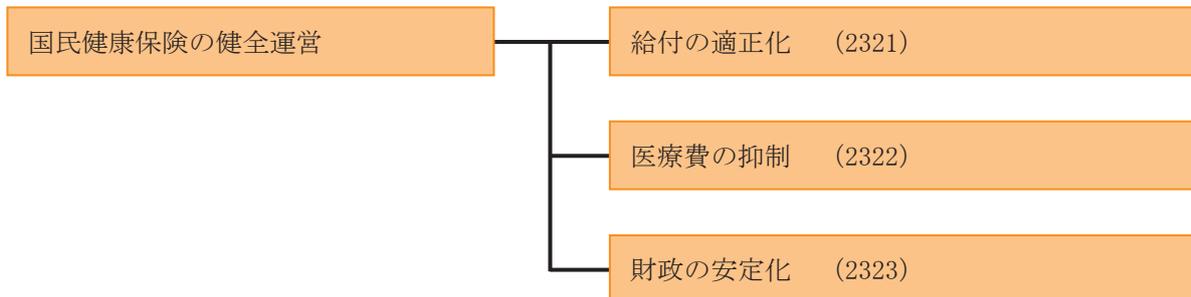
また、国の医療制度の大きな改革や高齢化の進行により厳しい財政状況が続くことが予想されるなか、町では人間ドック受診者補助、国保加入者の各種がん検診補助、生活習慣病予防教室、各種運動教室を行っており、町民自らが健康づくり等を推進し医療費の抑制を図る必要があります。

さらに、国民健康保険税率の見直しを常に行い、財政の安定化による健全運営を図る必要があります。

基本方針

国民健康保険の健全運営に努めます。

主要施策の体系





主要施策

◆給付の適正化◆ (2321)

- ・国民健康保険適用の適正化による財源の確保等に努め、給付の適正化を図ります。
- ・国民健康保険給付事業について、速やかで適切な事務処理を行い、被保険者が安心して医療の提供を受けられるように努めます。
- ・医療制度改革についてわかりやすい広報を行い、国民健康保険制度への理解を促します。

◆医療費の抑制◆ (2322)

- ・特定健康診査や各種検診の受診率向上、疾病予防、健康づくり等を促進し、医療費の抑制に努めます。
- ・健康教室を開催し、被保険者の健康づくりを促します。

◆財政の安定化◆ (2323)

- ・国民健康保険税率を常に見直し、財政の安定化に努めます。

まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
特定健康診査の受診率	%	45	60

重点的な取り組み

- ・医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知の送付
- ・70歳到達者への説明会の実施、地区別説明会の実施
- ・保健師による健康相談の実施

【担当課：住民税務課】



国保健康教室



施策3 高齢者医療制度の健全運用

現状と課題

現在は、75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度が運営されています。

保険の対象者が高齢者であることから、国の動向に合わせ十分な啓発活動を行い、適正に運用することが必要です。

基本方針

後期高齢者医療制度を適正に運用します。

主要施策の体系

高齢者医療制度の健全運用

後期高齢者医療制度の適正運用 (2331)

主要施策

◆後期高齢者医療制度の適正運用◆ (2331)

- ・高齢者医療制度への理解を促進します。

重点的な取り組み

- ・対象年齢到達該当者への説明会の実施

【担当課：住民税務課】



施策4 福祉医療体制の充実

現状と課題

福祉医療制度は、町民の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的として、医療保険の自己負担の一部を町が助成しています。

出生から18歳までの児童、生徒やひとり親家庭の母子、父子、父母のいない児童、障がい者（児）等に医療費の支給を行い、子育て家庭等の経済的な負担の軽減を図っており、制度の継続が求められています。

今後も、国や県等の動向を踏まえ、給付内容等制度を見直し、充実を図る必要があります。

さらに、福祉医療制度のわかりやすい周知により、該当者に制度の有効活用を促す必要があります。

基本方針

町民の様々な事情に応じた医療費の支給により、経済的負担の軽減を図ります。

主要施策の体系

福祉医療体制の充実

医療費等の負担軽減 (2341)

福祉医療制度の充実と周知 (2342)

主要施策

◆医療費等の負担軽減◆ (2341)

- ・出生から18歳までの児童等に医療費支給を行い、子育てを支援します。
- ・障がい者（児）に対して医療保険の自己負担額を助成し、健康保持、増進と生活の安定を図ります。
- ・ひとり親家庭の母子、父子及び父母のいない児童を対象として医療費の支給を行い、福祉の充実を図ります。

◆福祉医療制度の充実と周知◆ (2342)

- ・国や県等の動向を踏まえ、福祉医療制度の充実を図ります。
- ・福祉医療制度のわかりやすい広報を行い制度の周知を図ります。

【担当課：住民税務課】